

第3回法務局契約監視会議議事概要

- 開催日 平成20年11月6日(水) 13:30～16:00
- 場 所 法務省大臣官房会計課会議室
- 委 員 遠藤 忠宏 (公認会計士)
河上 正二 (東京大学教授)
安田 聖 (一橋大学教授)
- 事務局 (説明者)
後藤 大臣官房会計課長
名取 大臣官房参事官
中澤 大臣官房会計課監査室長 ほか
- 議事等
 - 1 「登記簿等の公開に関する事務(乙号事務)の包括的民間委託契約」に係る見直し結果のフォローアップ

第2回会議において「登記簿等の公開に関する事務(乙号事務)の包括的民間委託契約」については、「法務局において、よりよい競争環境となるような地盤作りを行うなどの方策により、多様な民間事業者の参入が実現するように、引き続き検討すること。」が本会議において提言され、これを踏まえて担当部局において検討した結果(「平成20年度登記簿等の公開に関する事務(乙号事務)民間競争入札について」)等について、事務局から報告を行い、その内容等について審議した。
 - 2 第3回会議における審議対象契約

法務局が平成20年4月から平成20年7月に契約を締結した一般競争契約案件714件及び随意契約案件984件(少額随意契約案件を除く)の中から、①1者応札の検証、②契約方式の混在(契約方式の不統一)理由の検証、③日本電子計算機(株)との契約状況、④NTTコミュニケーションズ(株)との契約状況、⑤名古屋合同庁舎第1号館の電気受給契約、⑥東京法務局八王子支局庁舎賃貸借契約、⑦郵便等発送業務契約を重点的に審議の対象とし、該当する契約を抽出した。

3 第3回会議における審議事項等

(1) 1者応札の検証

1者応札となった契約を類型別に整理し、「1者応札であった理由」及び「今後の改善策」などの検討結果を報告させ、審議を行った。

<審議対象契約>

平成20年度コンピュータ消耗品購入単価契約(一般競争契約)

契約金額 51,136,470円(支払見込額)

支出負担行為担当官 東京法務局長 ほか該当契約272件

(2) 契約方式の混在(契約方式の不統一)理由の検証

法務局により一般競争入札による契約と随意契約による契約の混在が認められる契約(契約方式について統一が図られていない契約)を抽出・整理し、随意契約によった理由を報告させ、審議を行った。

<審議対象契約>

熊谷支局駐車整理業務委託契約(随意契約)

契約金額 1,216,847円

支出負担行為担当官 さいたま地方法務局長 ほか該当契約118件

(3) 日本電子計算機(株)及びN T Tコミュニケーションズ(株)との契約状況

日本電子計算機(株)を契約相手方とするシステム機器等の賃貸借契約及びN T Tコミュニケーションズ(株)を契約相手方とする通信回線使用契約について、各法務局における契約内容を確認し、審議を行った。

<審議対象契約>

① 日本電子計算機(株)関係

電子計算機の賃貸借及びプログラム・プロダクトの使用権許諾に関する契約(随意契約)

契約金額 148,945,860円

支出負担行為担当官 鳥取地方法務局長 ほか該当契約373件

② N T Tコミュニケーションズ(株)関係

I P - V P N回線使用に関する契約

契約金額 33,354,312円(支払見込額)※単価契約による

支出負担行為担当官 横浜地方法務局長 ほか該当契約49件

(4) 名古屋合同庁舎第1号館の電気受給契約

電気受給契約について、環境配慮契約法によった調達手続が適正に行われているかについて審議を行った。

<審議対象契約>

名古屋合同庁舎第1号館電気需給契約(一般競争契約)

契約金額 36,041,309円

支出負担行為担当官 名古屋法務局長

(5) 東京法務局八王子支局庁舎賃貸借契約

信託銀行を契約相手方とする庁舎賃貸借契約について、契約内容を確認し、審議を行った。

<審議対象契約>

八王子支局庁舎賃貸借契約(随意契約)

契約金額 85,449,768円

支出負担行為担当官 東京法務局長

(6) 郵便等発送業務契約

法務局における信書等に係る契約の状況について審議を行った。

<審議対象契約>

宅配便及び特定信書便配達業務委託契約(一般競争契約)

契約金額 5,243,475円(支払見込額)※単価契約による

支出負担行為担当官 東京法務局長 ほか該当契約4件

4 質疑応答

質 問	説 明 ・ 回 答
<p>(1) 1者応札の検証関係</p> <p>① 庁舎機械設備(エレベータ等)の保守契約については、機器の納入業者と異なる業者がそのメンテナンスを行うことができるのか。</p> <p>② 端末オペレータ業務委託契約については、専門的知識が要求されている。一見、単純作業にも見えるがどのようなものか。</p>	<p>エレベータの保守等に当たっては、事実上、設計業者以外に対応できない技術的な部分もあるとの実情を聴取している旨説明。</p> <p>端末操作による登記事項証明書の作成方法にも数通りのものがあり、窓口対応の業務や地図の写しの作成作業、閉鎖された登記簿謄本の交付などは、登記事務の知識を有しないと申請者が求める請求内容を正確に判断し対応できないものがある旨説明。</p>

質 問	説 明 ・ 回 答
③ 電力供給契約については、供給エリアをあらかじめ調査・把握して、契約をまとめるなどにより、より競争しやすい環境を整備する必要があるのではないか。	指摘を踏まえ、参考としたい旨回答。
④ 東京法務局におけるシステム消耗品購入契約については、1者応札が継続している状況にあり、法務局間の情報交換の不足も認められ、適正な管理が必要である。また、登記所備付地図作成作業委託契約については、作業の難易度を加味した作業単価の設定も検討すべきではないか。	指摘を踏まえ、参考としたい旨回答。
(2) 契約方式の混在（契約方式の不統一）理由の検証関係	
① 高齢化社会が進む実情を踏まえ、(社)シルバー人材センターと適正な価格による随意契約も必要ではないか。	法務局においては、シルバー人材センターと少額の契約案件について相当の実績があるが、契約の公平性を保つ上で必要な競争入札は実施すべきと考える旨説明。
② 予定価格の設定は一般の市場価格から導き出されるもので、実績のある(社)シルバー人材センターとの契約を前提に(安い)予定価格を設定すると入札が形式的なものとならないか。	一般の市場価格を基準とすべきことは認識しているが、前年度の実績を基に予定価格を設定することも一つの方法であると考えている旨説明。
(3) 日本電子計算機(株)及びNTTコミュニケーションズ(株)との契約状況関係	
① 機器のリプレースと契約期間の関係はどうなっているのか。	次期システムに切り替わる平成22年度に合わせ、契約年数を整理している旨説明。
② 金利を考慮すると国がリース契約を行う実益はあるのか。	購入に比べ保守契約を含め予算が平年度化する等の利点について説明。
(4) 名古屋合同庁舎第1号館電気受給契約関係	
○ 二酸化炭素の排出係数値について、全国数値と地域数値の両者の採用を可	環境配慮契約法の基本方針の検討会における排出係数値の採用に関する検

質 問	説 明 ・ 回 答
とすることは整合性がないのではない か。	討経緯を説明。
(5) 東京法務局八王子支局庁舎賃貸借契 約関係	
○ 八王子市と信託銀行との信託契約が 切れた後は、庁舎賃貸借契約はどのよ うになるのか。	信託期間の終了は平成38年まであ り、庁舎賃貸借契約は当該支局のその 時点の状況による旨説明。
(6) 郵便等発送業務契約関係	
① 信書は郵便法に定義されているの か。	定義、分類例について説明。
② 信書の取扱いを明確にする基準など が必要ではないか。	実情を把握・整理して、信書に関す る適正な取扱いを周知したい旨説明。

5 委員からの意見具申等

今回審議した契約については、特に個別的に意見として申し上げることは
ない。

引き続き適正な契約をお願いしたい。

なお、今回の審議を通じ、委員から以下のとおり提言がなされた。

(提言)

- ① 「コンピュータ消耗品購入契約」など1者の応札により締結
された契約については、契約内容や調達手続の検証等を今後も
継続して行うとともに、1者応札を解消するための実効性ある
改善措置を講ずること。
- ② 随意契約の締結については、本来は、競争入札を実施するこ
とにより、契約の透明性や経済性を一層確保すべきである事案
も認められることから、随時フォローアップを行い、適切に対
応すること。
- ③ 郵便等発送業務契約については、法務局に対し、信書の取扱
いに係る関係法規等について周知を図り、過誤のない取扱いと
なるように配慮すること。
- ④ 現状、随意契約として整理されているものの中には、「複写
機のリース・保守契約」などのように複数年契約を前提として、
当初は、一般競争入札によって契約が行われたものがあり、こ
のような契約については、別に整理・管理を行い、対外的に説
明できるよう配慮すること。

6 次回の開催について

次回(3月開催)の会議における重点審議事項選定の担当委員として、遠藤委員が選出された。

平成20年度 登記簿等の公開に関する事務(乙号事務) 民間競争入札について

① 実施要項の見直し(平成20年度実施要項)

- 入札参加資格の拡大
 - ⇒ 全省庁統一資格「A及びB等級」に加えて「C等級」まで拡大
- 実務経験者等の配置要件の緩和
 - ⇒ 実務経験者等の経験年数を「3年以上」から「1年以上」に短縮
 - ⇒ 実務経験者等の最低必要人数を大幅に縮減
(配置基準を登記所単位から法務局単位に変更)
 - ⇒ 実務経験者等が常駐しない登記所には「窓口責任者※」を代替配置
 - ※ 委託業務開始前に国が窓口研修を実施
 - ※ 2年以上従事した者は実務経験者等と同等として取り扱うことも可
- 情報開示の範囲・内容の充実
 - ⇒ オンライン請求数, 郵送請求收受数, 印刷/複写等の割合を追加
- 民間事業者の提案書作成期間の十分な確保
 - ⇒ 「約1ヶ月間」から「約2ヶ月間」に延長
- 提案書の評価結果による影響の軽減
 - ⇒ 基礎点と加点の割合を「1:1」から「2:1」に変更

② 更なる周知・広報

- 現地見学会及び業務説明会の開催(20年7月~8月に実施)
 - ⇒ 登記所の内部を事前に見学できる機会を確保(入札対象庁全庁)
 - ⇒ 委託業務の内容を具体的に確認できる機会を確保
- ホームページの活用(内容の充実), 関係団体等への周知依頼(範囲の拡大)